

主文

本件再審査請求を却下する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2記載の裁定請求日から、障害等級2級以上の障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 再審査請求に至る経緯

請求人は、右大腿部骨腫瘍、金属アレルギーによる瘻孔形成(以下、併せて「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症請求)として、障害給付の裁定を請求(以下「本件裁定請求」という。)したところ、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、障害認定日における当該傷病による障害の状態は、厚生年金保険法施行令別表第1に定める3級の程度に該当するとして、平成〇年〇月を受給権取得年月として、障害等級3級の障害厚生年金を支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

請求人は、これに対し、裁定請求日から障害等級2級以上の障害給付を求めるとして、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対して審査請求をしたが、審査官は、審査の対象となる処分を欠くとして、審査請求を却下する決定をしたことから、当審査会に対し、再審査請求をしたものである。その不服の理由は、本裁決書添付の別紙に記載のとおりである。

第3 当審査会の判断

1 本件記録によれば、第2に記載した各事実が認められるほか、厚生労働大臣は、右膝関節の人工関節置換術が施された平成〇年〇月〇日を障害認定日として原処

分を行い、本件裁定請求のうちの予備的請求である裁定請求日による請求については、格別の処分を行っていないこと、請求人は、障害認定日における当該傷病による障害の状態が障害等級3級に該当するとした原処分については、不服を申し立てていないことが認められる。

ところで、本件裁定請求は、上記のとおり、障害認定日による請求を主位的請求とし、事後重症請求である裁定請求日による請求を予備的請求としてなされていると認められるのであるが、このような主位的請求と予備的請求との関係については、主位的請求である障害認定日による請求が認められずに不支給となる場合に備えて、予備的請求として、裁定請求日による請求がなされているものというべきである。請求人が本件裁定請求の際に提出した「障害給付請求事由にかかる申出書」(以下「申出書」という。)においても、障害認定日による請求であるとした上で、「ただし、障害認定日において受給権が発生しない場合は「事後重症による請求」とすることを申しします。」と記載されている。

そして、このように主位的請求と予備的請求を併合してなされた裁定請求は、主位的請求が認められることを解除条件として、予備的請求を併合するものにほかならないのであって、予備的請求は、主位的請求が認められるという条件が成就することによって、その効力を失うものである。したがって、主位的請求である障害認定日による請求について受給権の発生が認められ、その支給決定がなされる場合には、もはや予備的請求は、裁定請求としての効力が失われたものであり、これに対する処分を行う必要はないものと解されるのであって、保険者においてもこのような認識で障害給付の裁定請求に対する事務を取り扱っているものと考えられる。

本件においても、厚生労働大臣は、本件裁定請求における主位的請求である障害認定日による請求について、障害認定

日の属する月を受給権発生月として障害等級3級の障害厚生年金を支給する旨の原処分を行い、これにより予備的請求である裁定請求日による請求については何らの処分もしていないのである。

これに対し、請求人は、不服申立てとして、本件の審査請求及び再審査請求をしているものの、その主張は原処分の違法、不当を申し立てるものではなく、上記のとおり、事後重症請求として、裁定請求日を受給権発生日とする障害給付の支給を求めているのであって、裁定請求日に係る請求については、それが予備的請求であるために、保険者は何らの処分もしていないのであるから、本件審査請求は、その不服の対象となる処分が存在しない不適法な審査請求であるというべきである。そして、この不備は、その性質上補正する余地は存しない。

2 請求人は、別紙記載のとおり、申出書は、障害認定日請求が成就しなかった場合に、事後重症請求の認定事務を続行するか否かについて再度確認する作業を不要として、事務手続を簡略化するためのものである旨主張するが、申出書にそのような事実上の効果の存在が考えられるとしても、上記説示したところとは矛盾するものではない。また、上記説示のように解するのであれば、裁定請求に併せて額改定請求の手続を行うことが想定されていなければならないとも主張するが、厚生年金保険法第52条第2項の規定によれば、額改定請求は、障害厚生年金の受給権者が、障害の程度が増進したことを理由に行うことができるとされているのであって、いまだ受給権者となっていない者による額改定請求を認めることはできず、そのため裁定請求手続の際にこれを想定していないとしても、上記説示したところを否定する論拠とはなり得ない。

さらに、請求人は、再審査請求において、初めて、当該傷病である右大腿部骨腫瘍と金属アレルギーによる瘻孔形成とは、別傷病であるとして、本件裁定請

求は、主位的請求と予備的請求の関係にはないとも主張しているが、金属アレルギーによる瘻孔形成は、右大腿骨腫瘍の治療の経過において生じた症状のひとつというべきであって、別傷病とは認められず、請求人が上記の申出書を提出していることに照らしても、上記説示に係る判断を妨げるものとはいえない。

3 そして、当審査会に対する再審査請求が適法とされるためには、これに先行する審査請求が適法になされていることを要するところ、本件審査請求は上記のとおり不適法なものであるから、再審査請求はその要件を欠く不適法なものというべきであり、かつ、この点の不備を補正する余地もない。

よって、社会保険審査官及び社会保険審査会法第44条、第6条により、本件再審査請求を却下することとし、主文のとおり裁決する。